

# 岩上構成員 提出資料



# 精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針等に関する検討会

特定非営利活動法人じりつ 岩上洋一



- 1 実践を通して
- 2 全国の先駆的な活動
- 3 検討課題
- 4 指針について

特定非営利活動法人じりつ 職員26人

埼玉北障がい者生活支援センター ふれんだむ  
 埼玉北障がい者地域活動支援センター ふれんだむ  
 障害福祉サービス事業 アバンティ 定員34人  
     就労移行支援事業 12人  
     自立訓練（生活訓練） 12人  
     就労継続支援B型 10人  
 共同生活援助事業 セウイ 定員24人(6か所)  
 杉戸町就労障がい者支援センター  
 (仮称) 障害福祉サービス事業 MINT 定員20人 準備中

埼玉北地区 4市2町 人口約40万人  
 保健所1か所  
 精神科病院 3病院 868床  
 精神科診療所 1  
 相談支援事業所 5か所  
 家族会3  
 精神保健福祉ボランティア 5  
 当事者会1

基本方針～私らしく あなたらしく とともに歩む～  
 ・生活(いのち・くらし・いきざま)に即して支援することこと。  
 ・自分らしく生きること(安心・自信・自由・勇気)を容易にすること。  
 ・地域社会に「参加」し、そこで「活動」という「暮らしの営み」を容易にすること。  
 ・暮らしやすいコミュニティをつくること。

1

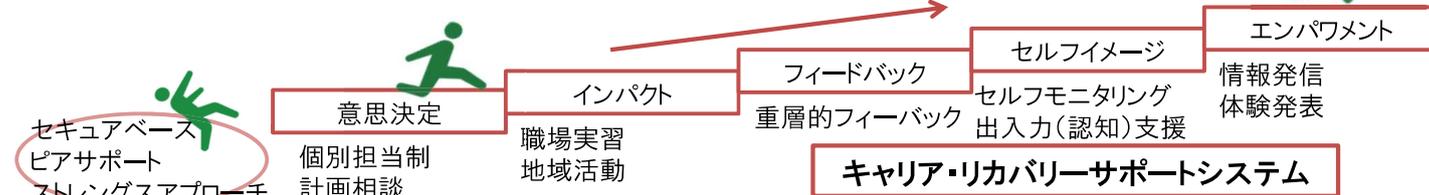
埼玉北障がい者生活支援センター ふれんだむ  
 ・市町村の委託相談・計画相談・地域相談  
 ・地域移行支援 退院者 60人  
 ・協議会 グループスーパージョン・地域移行支援  
     ・退院意欲がない⇒ 退院準備プログラム  
     ・外泊してみたい ⇒ 外泊体験事業  
     ・家族が拒否 ⇒ テーマ別家族教室  
     ・当事者の話が聞きたい ⇒ ピアサポート講座  
     ・新たな社会的入院防止 ⇒ ひきこもりがちな人支援  
 ・保健所地域移行担当者会議  
 ・医療機関とのリハビリテーション会議

埼玉北障がい者地域活動支援センターふれんだむ  
 ・施設長は当事者スタッフ 当事者主体による運営  
 ・当事者によるピアサポートプランの作成  
 ・リカバリーストーリー発表会 講師派遣  
 ・地域参加・貢献活動 ・駅前のストリート清掃  
 ・社長さんたちのロードサポートに参加  
 ・町民まつり交通誘導 産業祭子どもコーナー手伝い  
 ・障害者団体運営「茶房ほほえみ」 店長は当事者  
 ・福祉教育 お互いを大切にする気持ちを育てる  
 ・小中学生3,000人参加 キャンドルナイト  
 ・福祉の入り口「みんなちがって、みんないい」

杉戸町障がい者就労支援センター ・現場型就労支援  
 ・人口46,000人 ・登録者139人  
 ・就職者 91人 (精神47人・知的33人・身体7人)

共同生活支援所事業セウイ ・生活スタイルの再構築  
 就労支援継続B型  
 自立訓練(生活訓練) ・家族⇒単身生活

障害福祉サービス事業 アバンティ ・就労移行支援事業 定員12人  
 ・平成18年10月～平成25年9月 修了者57人 就職者44人 継続者41人  
 ・就職率77% 継続率(半年以上)93% ・医療機関とのリハビリテーション会議



2



## 保健所における精神保健福祉業務の方向性

## 保健所業務

### 通報対応等の危機管理、 危機予防・危機介入

- \* 通報・移送・措置業務対応(法第24条他)
- \* 医療保護入院等のための移送(法第34条)
- \* 処遇困難事例の対応(訪問活動・法第47条)
- \* 警察・救急・地域からの依頼による対応など

### 2本柱

### 地域支援体制 (ネットワーク)の整備

- [ネットワークの整備・コーディネート機能]
- \* 地域移行支援事業  
(地域移行支援協議会への支援)
- \* 地域自立支援協議会(精神部会等)との連携
- \* 地域精神保健福祉連絡会
- [マンパワーの確保]
- \* 市町・相談支援事業所への支援
- \* 社会復帰施設・事業所への支援
- \* 家族会・当事者会・ボランティア等団体支援など

こころの健康センター

支援

### その他の法定業務等

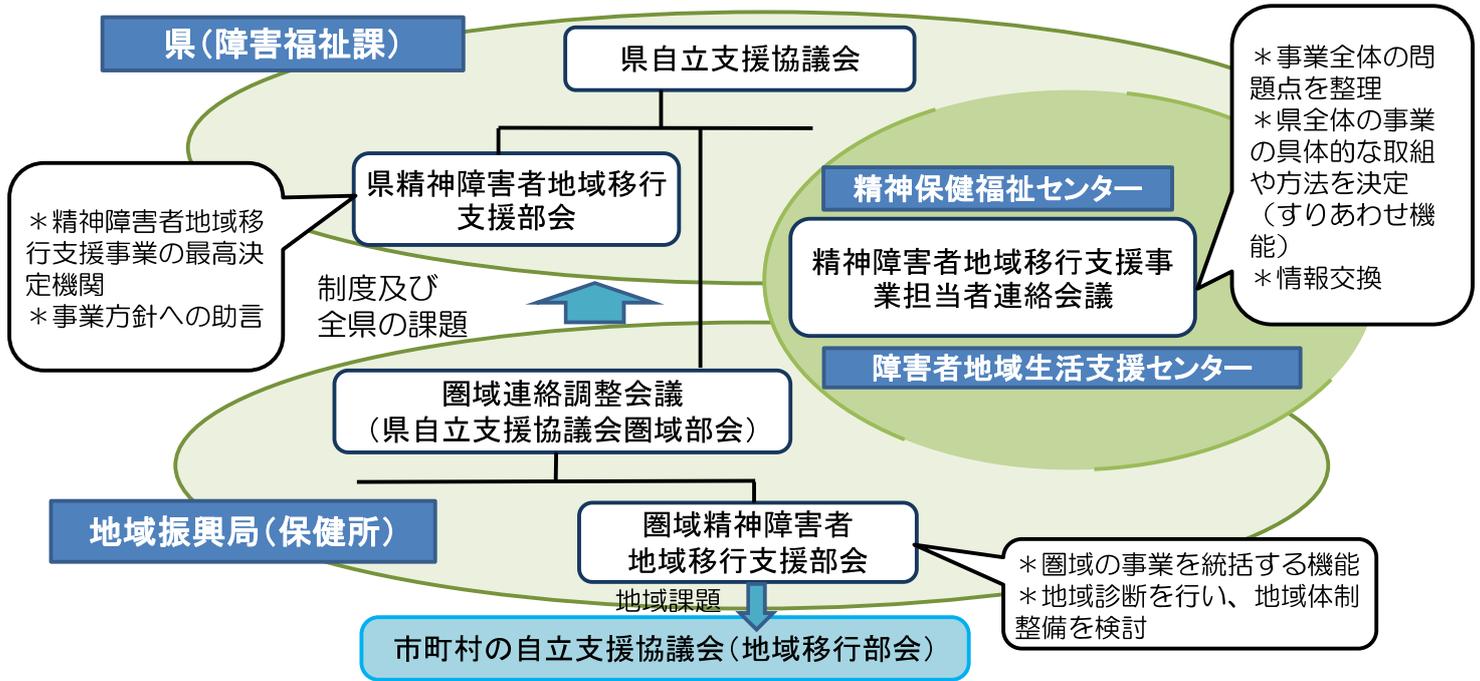
- \* 精神保健福祉手帳(法第45条他)、自立支援医療(精神通院医療)(障害者自立支援法第52条他)
- \* 精神科病院の指導(法各条)、精神医療審査会(医療保護入院等・法第12条他)、心神喪失者等医療観察法
- \* 通院患者リハビリテーション事業(社会適応訓練事業・法第50条)、補助金事務など

### 選択業務

- \* 普及・啓発事業、研修会の開催等(法第46条) \* 一次相談、精神科医による相談、保健所デイケアなど

コメント:これは三重県が平成22年3月に業務の見直しを行い独自に作成したものです。これにより、保健所の精神保健福祉業務は方向を見失わずに積極的に活動しています。すでに3年が経過しており法改正に合わせた見直しも必要と考えます。厚労省障害保健福祉部長通知にある「保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領」については、現場とかけ離れている印象があり、こちらは早急に見直しが必要と考えます。

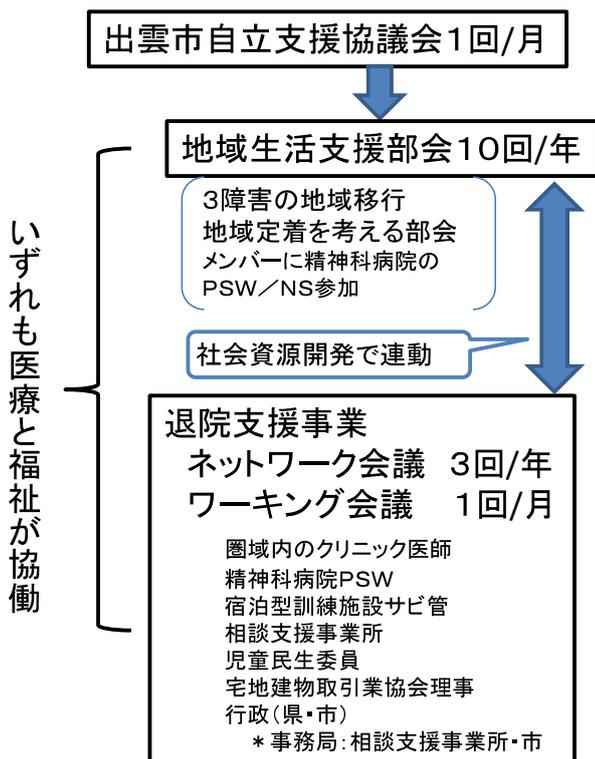
# 精神障害者地域移行・地域定着支援事業に係る会議のイメージ



コメント:これは新潟県の取組みです。県の協議会の下部組織として地域移行支援部会があります。医療機関職員向けの啓発、退院促進支援事業の効果と課題に関する調査、実地指導の重点指導項目に地域移行の取組みを導入、社会的入院と判断された人のうち入院継続している人の現状確認等を行っています。また、地域移行・地域定着支援研修会は、医療・地域の関係団体と県が地域移行・地域定着支援について共通の目標を持って協力して実施しています。平成25年度から、新たな長期入院者を生まない取組みとして、「精神科病院と地域機関の連絡会」を開催しています。精神科病院と地域の関係者が相互の理解を深め、協働して精神障害者の支援を行っています。

## 医療と福祉の連携

### 【会議での協働】



## ～島根県出雲市の実践～

### 【実践の上での協働】

1. 地域が関わっていて再入院の場合  
入院時に地域から情報提供  
入院後1か月以内に関係者会議  
地域支援者の面接開始・退院後は地域定着支援
2. 治療中断等の場合  
入院後1か月以内に関係者会議  
(行政や地域支援者も参加)  
地域支援者の面接開始・退院後は地域定着支援  
(介入のタイミングは医療機関から)
3. 入退院を繰り返す場合  
入院時に地域から情報提供  
入院後直後に個別支援会議  
相談支援専門員の面接開始  
退院後は医療と福祉協働で地域定着支援  
(徐々に医療がフェードアウト)
4. 長期入院後の退院の場合  
地域移行に関する会議で事例検討  
(相談支援専門員も参加)  
退院に向けての支援開始と同時に  
委託相談支援事業所が介入  
6ヶ月以内に退院見込みの判断後  
地域移行支援開始(判断も医療・福祉協働で)  
退院後は医療と福祉協働で地域定着支援  
(徐々に医療がフェードアウト)
5. 措置入院の場合  
入院時に関係者会議(行政・相談支援事業所介入)  
措置解除前に関係者会議  
(関わる支援者の決定)  
地域支援者の面接開始  
(介入のタイミングは医療機関から)  
退院後は医療と福祉協働で地域定着支援  
(徐々に医療がフェードアウト)

コメント:出雲市の取組みです。良いモデルをスタンダードにすることが重要です。

## 精神障がい者ピアサポート専門員養成研修会

～ピアサポーターとして働く人たちのために～

独立行政法人 福祉医療機構 社会福祉振興助成事業 主催／社会福祉法人 南高愛隣会(コロニー雲仙)

精神の病を経験している方の中には、すでに自らの経験をいかして働いている人たち、これからそういう働き方をしたい人たちがいます。その人たちは、なんの海図もなくたった一人で、一人乗りのヨットを、大きな海に漕ぎ出しているようなものです。私たち精神障がい者は自分の力と権利を知り、自分の健康も考えながら、働いてみたいじゃありませんか。

・基礎研修及び専門研修

・ピアスタッフによる ①テキストを基に説明 → ②グループワーク → ③全体討議

・対象者

ピアスタッフとして既に働いている、または働く意思のある人

ピアスタッフを雇用している、または雇用を考えている福祉事業所・病院の職員  
養成研修をしている、または検討されている自治体等の職員

精神障がい者ピアサポート専門員養成研修会チラシより抜粋

7

## 官民協働による都道府県等地域移行推進研修会

独立行政法人福祉医療機構社会福祉振興助成事業 主催／一般社団法人支援の三角点設置研究会

### 中央研修

官民協働で具体的な企画及び人材育成を実施できる仕組みづくりを構築するために、主に都道府県関係部署の担当者を中心に地域の相談支援事業所や支援機関を受講対象者とした研修会を実施する。受講後各都道府県で研修を実施すること目的として、基本的知識と方法論を学ぶためのワークショップ(演習)に力点を置く。

### 受講対象者

都道府県担当者と相談支援専門員等で構成された5名程度の官民協働チームで受講する。

### 都道府県研修

本助成事業を通して6県に講師を派遣する。官民の多職種が参加でき、各圏域ごとに課題を分析して、今後のロードマップを作成することができる内容とする。

都道府県の官民協働の仕組みづくりと人材育成が鍵